

第1章 名 称

第1条 本会は福井県立武生工業高等学校同窓会と称し、事務局を武生工業高等学校内に置く。

第2章 目的及び事業

第2条 本会は会員相互の親睦を図り、併せて母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の発行
- (2) 母校の教育向上のための協力
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事項

第3章 会 員

第4条 本会は次の会員をもって構成する。

- (1) 正 会 員 武生工業高等学校卒業生
- (2) 特別会員 武生工業高等学校現旧職員
- (3) 準 会 員 武生高等学校工業科卒業生

第4章 役 員

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 4 名
- (3) 書 記 2 名
- (4) 会 計 2 名
- (5) 理 事 各回、各クラスより1名
- (6) 代表理事 32 名 (各科8名)
- (7) 会計監査委員 2 名

第6条 役員を選任は次の通り行う。

- (1) 会長・会計監査委員は理事会において選出し、総会が承認する。
- (2) 副会長・書記・会計は会長が委嘱する。
- (3) 理事は各クラスにおいて選出し、総会が承認する。
- (4) 代表理事は理事会で選出し、総会が承認する。

第7条 役員の仕事は次の通りである。

- (1) 会長は本会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長の事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 書記は本会に関する記録及び庶務の業務を行う。
- (4) 会計は会計事務を処理し、会計監査を経て総会に報告する。
- (5) 理事は会員を代表し、本会の事業の計画ならびに会務の遂行にあたる。
- (6) 代表理事は理事を代表し、本会の事業計画ならびに会務の処理にあたる。
- (7) 会計監査委員は会計の監査を行い、総会に報告する。

第8条 役員の仕事は2ヶ年とする。ただし再任を妨げない。

第5章 会 議

第9条 総会は隔年1回召集する。なお会長は必要に応じて臨時総会を召集することができる。

第10条 役員会（理事会・代表理事会）は必要に応じて会長が召集する。

第11条 役員会で審議される事項は次の通りである。

- (1) 年度事業計画及び事業報告
- (2) 予算案ならびに決算報告
- (3) 会則の変更
- (4) その他必要な事項

第12条 役員会で審議された事項は総会の承認をうける。

第13条(1) 総会の議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。

(2) 役員会の定足数は1/3とする。（但し委任状による出席を認める）議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。

第14条 支部を設置しようとする場合は次の各号を添えて本部に届出を要する。

- (1) 支部規則
- (2) 支部区域
- (3) 支部会員名簿
- (4) 支部役員名簿

第15条 支部は本部との連絡を図り、本会の主旨を達成することを目的とする。

第16条 支部は支部長を置く。支部長は必要に応じて各役員を置くことが出来る。

第17条 支部の経費は各支部の負担を原則とする。

第6章 顧問

第18条 本会は顧問若干名を置くことが出来る。

第19条 顧問は本会の運営に関し必要とするものを役員会の推薦によって会長が委嘱する。

第20条 顧問は本会の運営に関し、助言と援助を与える。

第7章 会計

第21条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第22条 本会の経費は入会金（2,000円）、終身会費（4,000円）と、寄附金をもってあてる。但し、終身会費4,000円及び入会金2,000円は卒業時に納入すること。

第8章 附則

第23条 本会則は昭和43年8月15日より施行する。
本会則は昭和53年6月10日一部変更実施する。
本会則は昭和59年7月15日一部変更実施する。
本会則は平成3年7月7日一部変更実施する。
本会則は平成5年7月7日一部変更実施する。
本会則は平成11年7月3日一部変更実施する。